

令和元年度 財政健全化審査意見書

1 適用した監査基準

本審査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

2 監査等の種類

健全化判断比率審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項)

3 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の着眼点

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5 審査の主な実施内容

提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類及び証書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

6 審査の場所及び日程

(1) 実施場所

予備審査、本審査ともに監査委員事務局において実施した。

(2) 日程

7月21日(火)	市長より審査依頼 予備審査後、監査委員による本審査(対面審査)
8月5日(水)	審査意見 監査委員合議
8月6日(木)	関係部長講評
8月18日(火)	市長講評
9月1日(火)	審査意見書の配布

7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認める。

健全化判断比率は次のとおりである。

	健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
①	実質赤字比率	— (%)	11.92 (%)	20.00 (%)
②	連結実質赤字比率	— (%)	16.92 (%)	30.00 (%)
③	実質公債費比率	11.3 (%)	25.0 (%)	35.0 (%)
④	将来負担比率	127.5 (%)	350.0 (%)	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため、「—」と記載。